

会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	
開 催 日 時	平成 28 年 3 月 23 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分	
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3 階 小会議室	
出 席 者	特別養護老人ホーム長寿園施設長 上村 篤子 高千帆苑在宅介護支援センター管理者 末 光 容 子 山陽小野田市民生児童委員協議会 河 口 軍 紀 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会会長 篠 原 明 子 小野田赤十字在宅介護支援センター係長 川 村 優 子 厚狭郡医師会理事 土 屋 直 隆 おのだ在宅介護支援センター主任 中 務 朋 子 小野田医師会理事 萩 田 勝 彦 サラライフ山陽在宅介護支援センター施設長 山 高 正 義	
欠 席 者	小野田老人ホーム施設長 山 崎 照 代 山陽在宅介護支援センター管理者 高 木 早 苗 山陽小野田市社会福祉協議会事務局長 流 田 幸 彦	委 員 数 1 2 人 出 席 者 数 9 人 欠 席 者 数 3 人
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 河合久雄 高齢福祉課長 吉岡忠司 高齢福祉課主幹 塚本晃子 地域包括支援センター所長 尾山貴子 高齢福祉係主査 坂根良太郎 介護保険係主査 河上雄治 地域包括支援センター主任 荒川智美	
会 議 次 第	1 健康福祉部長挨拶 2 会長挨拶 3 議題 (1) 平成 2 9 年度地域密着型サービス事業者の指定予定について (2) 平成 2 8 年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画（案）について (3) その他	
会 議 結 果	1 について 健康福祉部長が挨拶を行った。 2 について 会長が挨拶を行った。 ○会議成立の報告を行った。 ○配布資料の確認及び進行の説明を行った。 ○会議の進行を会長に依頼した。	

3について

(1) 平成29年度地域密着型サービス事業者の指定予定について

ア 地域密着型サービス事業者の指定については介護保険法により、地域密着型サービスの運営に関する委員会を設置し、意見を聴取することとなっており、本会議がその役割を担っている。地域密着型サービスの適正な運営を確保するため委員各位から意見をいただきたい。

第6期高齢者福祉計画に基づく、施設整備計画により、特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設した施設を厚狭地区に各1施設ずつ公募を行った。これに対してそれぞれ2事業者から応募があった。山陽小野田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要領第10条第2項により、高齢者保健福祉推進会議において選定審査を行ったところ、特別養護老人ホームについては、社会福祉法人山陽福祉会が、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設した施設については、社会福祉法人健仁会が指定事業者となった。市としては、両法人共に市内で介護施設の事業実績があり、適性に事業運営が出来ると判断し、整備了承を通知した。今後は施設整備及び指定手続きを行い、平成29年度10月までに開設が完了するよう調整を依頼している。なお、指定審査の際は完成した施設の現地審査を次期協議会委員にお願いする予定である。

本会議では、両法人担当者が今後の施設整備計画の説明を行うため、委員からは専門的知見に基づいた質疑、意見をいただきたい。

イ 社会福祉法人山陽福祉会の施設整備計画について

社会福祉法人山陽福祉会担当者がプレゼンテーションを行った。

今回の施設整備事業を行うにあたっては、社会福祉法人として、所持資源を地域に還元しながら安定的に事業継続が出来る運営を行っていく。また、居住系施設とは地域で、人格を尊重した当たり前の生活が、安価に行えるべき公的・社会的なインフラであるという認識を持ち、地域包括ケアシステムの一翼を担いたいと考える。

これらを踏まえて、新たな特別養護老人ホームにおいては、「厚狭地区の中に全ての世代の人が交流できる町を作る」をコンセプト

トに施設整備を行う。具体的には、施設内部を約10床ずつの4ユニット（うち1つは短期入所生活介護用）に分け、それぞれの個別ケアやプライバシーに配慮した設計とすること。また、中庭、カフェ、来場者が自由に利用できるスペースを作るなど、施設の中に地域交流スペースの設置を積極的に行う予定である。

ウ 山陽福社会のプレゼンテーションへの質疑について

Q1 施設の居室数は29床だが、それは生活管理短期入所用の居室（10床）を含めた数であるのか。

A1 29床は入所者用の居室であり、別に生活管理短期入所用の居室を10床設けることを予定している。よって施設内には計39床の居室が存在することとなる予定である。

Q2 経営を行うにあたって、資金面での不安はないのか。

A2 以前に別の会議において、単年度収支が赤字となる事業収支資料を配布したが、その理由は減価償却費が大きいためであり、資金収支としては黒字となっている。また、事業収支は補助金等を想定しない計算で作成しているため、補助金等を受けることが出来れば、資金繰りは円滑なものとなる。

エ 社会福祉法人健仁会の施設整備計画について

社会福祉法人健仁会担当者がプレゼンテーションを行った。

今回整備する施設については、社会福祉法人健仁会が保有している土地に建設することを予定している。これは低所得者の入所に配慮した料金にするために、施設に係る費用を削減するための工夫である。建設予定地の一部が市の所有であるため、現在当該部分の利用について交渉中である。

コンセプトは、「低所得者が入所しやすい施設整備」、「在宅での生活を維持し続けるための看護及びリハビリの提供」である。

建物は、1階が看護小規模多機能型居宅介護、2階が認知症対応型共同生活介護となる予定である。

看護小規模多機能型居宅介護の居室は9室あり、利用者のプライバシーと人の気配がある安心感を両立した設計を心がけている。登録人数は25名（うち宿泊9名）とするが、29名まで登録人数を増加できる設計となっている。

認知症対応型共同生活介護は定員が18人であり、9人を1ユニットとしている。直線的な配置を意識しており、利用者を見守りやすく、自分がどこに居るのか把握しやすい設計としている。

居住費等については、介護保険制度の補足給付の適応となっていないため、事業所独自で低所得者に配慮した料金体制を取り入れたいと考えている。

開設は最短で平成29年5月頃を予定している。しかし、職員及び職員駐車場の確保の面で工期が遅れることを懸念している。

オ 健仁会のプレゼンテーションへの質疑について

Q1 看護小規模多機能型居宅介護の宿泊にかかる金額を教えてください。

A1 1日2千円のため月額6万円となる。これに独自の減額制度を取り入れるかどうかは資金面を考慮しながら検討していく。

Q2 スケジュールが遅れるかもしれないとのことであったが、それはどの程度か。事務局が設定した期限である平成29年10月1日までには間に合うのか。

A2 最短で平成29年の5月を予定しているが、前述の理由のため遅れる可能性が高い。しかし、平成29年10月1日の期限までには間に合う見通しである。

(2)平成28年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画(案)について

事務局が資料に沿って内容説明を行った。

ア 職員体制について

平成28年度までに臨時職員のケアマネジャーが1名退職し、任期付職員のケアマネジャー2名を採用する。

イ 包括的支援事業について

地域支援事業の推進の項目中にある、住民運営通いの場の設置支援及び介護予防応援隊養成講座(初級・中級)に力を入れている。

住民運営通いの場の設置支援については、100歳体操を用いて各地域の住民が介護予防の場を自主的に持ち、それを継続するための支援を行っている。既に住民が自主的に行うようになり、支援が必要なくなった場も増えているため、来年度は新たに12か所の自主的な場が増えるように取り組みたい。

介護予防応援隊養成講座は、地域において住民運営通いの場の設置支援や認知症の普及啓発が出来る人材を育成する。

老後のための筋肉貯筋運動では、専門家の指導により、運動中心のプログラムを行っており、参加者からは「今までより身体が動くようになった。」「医師にかかる回数が減った」など好評の声を得ている。

権利擁護業務では、近年、虐待通報や成年後見を必要とする者が増加傾向にあり、地域包括支援センターと関係機関（医師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）との連携強化が急務である。そのため、高齢者虐待相談支援連絡会の開催を提案している。

包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築では、平成27年度から介護給付適正化委員会の実施方法変更している。これまでは同会議を年に数回開催していたが、迅速なプランの点検を実現するために、これを行政職員による介護給付適正化会議に替え、課題となった事項について介護給付適正化委員会で検討する形とした。平成28年度も同様とする。

在宅医療・介護連携推進事業では、事業の課題抽出と対応策の検討、事業に関する相談支援、事業関係者の研修を平成28年度から開始する。課題抽出と対応策の検討については、在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、地域ニーズの把握に努める。相談支援については、平成27年度12月から小野田医師会にケアマネジャー等のための相談窓口を設置しているが、利用が少ないため周知を行っていく。

生活支援体制整備事業については、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置が必要である。さまざまな職種で構成する協議体を作り、地域に応じたサービス支援体制構築を目指す。平成28年度は、先ず第一層（市レベル）での協議体の設置を行う。

指定介護予防支援では、平成28年度に資料2-2に掲げる事業所と委託契約を行う予定である。また、県外に居住する者に対してケアプランを作成する必要性が生じたとき等、必要に応じて年度途中で新たに契約を行うことが考えられる。

認知症施策の推進（資料2-1）については、昨年に引き続き、認知症普及啓発イベントの開催を予定している。より若い世代の人々が認知症に興味を持つように、小野田サンパークでのイベント開催を予定している。

認知症の状態に応じた支援体制の推進では、平成29年度に徘徊・見守りSOSネットワークの整備を行う予定である。先進市を参考に徘徊高齢者をより迅速に発見できる仕組みを作り、認知症高齢者が安心してくらす街作りを目指す。

本人と家族への支援と地域づくりでは、新規事業として認知症カフェの開催支援を行う予定である。認知症カフェとは、認知症高齢者やその家族が気軽に行けるカフェであるとともに、地域の人々が認知症高齢者との交流により、認知症への理解を深めることが出来るスペースである。具体的な支援としては、事業者への声かけ及び運営費補助を行う予定である。

認知症地域支援・ケア向上事業では、平成30年4月までに認知症地域支援推進員の配置が必須となっている。平成28年度は、所定の研修を修了した地域包括支援センター職員を認知症地域支援推進員として配置する。

ウ 事務局説明への質疑について

Q1 在宅医療・介護連携に関する医療相談窓口は訪問看護ステーションで引き受けているという理解でよいか。訪問看護ステーション職員が実際に質問を受け付ける場合は地域包括支援センター内にあるのか。

A1 質問への対応は訪問看護ステーションの看護師が行っており、事業の委託先は小野田医師会である。看護師は訪問看護ステーション内で本事業業務を行っている。

○平成28年度山陽小野田市地域包括支援センター事業計画(案)について委員全員からの了承を得た。

(5) その他
なし

— 終了 —